

瀬戸市訓令第 1 号

本 庁
公 所

瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和 4 7 年瀬戸市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査事項) 第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。 (1) 設計金額が<u>7, 5 0 0 万円</u>以上の審査対象案件に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項に規定する<u>工事に係る一般競争入札</u>に参加する者に必要な資格の設定、審査及び確認に関すること。 (2)から(7)まで <省略> (組織) 第 3 条 <省略> 2 委員長は副市長を、副委員長は<u>総務部長</u>を、委員は<u>企画部長</u>、都市整備部長、<u>企画部</u>情報政策課長、<u>総務部</u>行政課長、<u>総務部</u>財政課長、都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。 3 及び 4 <省略> (事務局) 第 7 条 この委員会に属する事務は、<u>総務部</u>行政	(審査事項) 第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。 (1) 設計金額が<u>5, 0 0 0 万円</u>以上の審査対象案件に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定、審査及び確認に関すること。 (2)から(7)まで <省略> (組織) 第 3 条 <省略> 2 委員長は副市長を、副委員長は<u>行政管理部長</u>を、委員は<u>経営戦略部長</u>、都市整備部長、<u>経営戦略部</u>情報政策課長、<u>行政管理部</u>行政課長、<u>行政管理部</u>財政課長、都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。 3 及び 4 <省略> (事務局) 第 7 条 この委員会に属する事務は、<u>行政管理部</u>

課において処理する。	行政課において処理する。
------------	--------------

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の瀬戸市入札参加者審査委員会規程第 2 条第 1 号の規定は、施行日以後に公告する工事に係る一般競争入札（以下「公告案件」という。）に係る審査について適用し、同日前に公告する公告案件については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この訓令による改正後の瀬戸市入札参加者審査委員会規程に基づく公告の作成その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。